

信託会社等に関する総合的な監督指針 新旧対照表

改正案	現 行
<p>2 事務の取扱いに関する一般的事項</p> <p>2-1 監督事務の取扱い</p> <p>2-1-3 監督部局間の連絡調整</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(1) ~ (4) [略]</u></p>	<p>2 事務の取扱いに関する一般的事項</p> <p>2-1 監督事務の取扱い</p> <p>2-1-3 監督部局間の連絡調整</p> <p><u>(1) 財務局（運用型外国信託会社に係るものあつては金融庁）は、信託会社又は外国信託会社の免許（登録）申請書に記載されている営業所のうち、他の財務局が管轄する区域に所在するものがある場合には、免許（登録）後、速やかに免許（登録）申請書の写しの「本店その他の営業所の名称及び所在地」を記載した面を当該営業所の所在地を管轄する財務局に送付するものとする。金融庁又は財務局が、他の財務局が管轄する区域における信託会社又は外国信託会社の営業所の設置、位置の変更、名称の変更、廃止に係る届出書を受理した場合（本庁監理管理型信託会社に係るものにあつては、5-2-3（4）③の規定により金融庁から変更面の送付があつた場合）においても同様とする。</u></p> <p><u>(2) ~ (5) [略]</u></p>